

新型インフルエンザ等対策

業務計画



南部バス株式会社

目次

第1章 総則

第1条 (計画の目的)

第2条 (基本方針)

第3条 (計画の想定)

第2章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第4条 (活動体制の整備)

第5条 (情報収集・連絡体制の整備)

第6条 (参集体制・活動体制の整備)

第3章 新型インフルエンザ等予防に関する事項

第7条 (当社施設等に関する備え)

第8条 (輸送に関する備え)

第9条 (備蓄)

第10条 (教育・訓練の実施)

第4章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項

第11条 (輸送の確保)

第12条 (活動体制の確立)

第13条 (情報連絡体制の確保)

第5章 計画の適切な見直し

第14条 (計画の検討、変更)

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という）第9条第1項の規定に基づき、南部バス株式会社（以下「当社」という）における新型インフルエンザ等に対処するため、必要な体制を確立し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、指定地方公共機関としての責務、安全な輸送の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 新型インフルエンザ等対策において、特措法その他の法令に基づき、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関（以下、「関係機関」という）と連携協力し、対策業務の的確かつ迅速な実施に万全を期する。業務の実施にあたっては、次の各号に留意する。

- (1) 平素から関係機関との連携体制の整備に努める。
- (2) 広報、インターネット等を活用して、当社従業員に迅速に新型インフルエンザ等に関する情報を提供するよう努める。
- (3) 対策の実施方法等については、関係機関から提供される情報を踏まえ、新型インフルエンザ等が流行又は流行するおそれがある場合の状況に応じて当社が自主的に判断するものとする。
- (4) 対策の実施については、関係機関の協力を得ながら、当社従業員のほか、当社の実施する対策業務に従事する者の健康について配慮する。
- (5) 関係機関から人員輸送等に関し要請等が行われた場合には、特措法に基づき所要の業務を的確かつ迅速に実施する。
- (6) 県対策本部による総合調整が行われた場合には、その内容に基づき、所要の業務を的確かつ迅速に実施するよう努める。

(計画の想定)

第3条 本計画の想定は、県行動計画に基づく想定に準ずるものとし、次の各号の通りとする。

- (1) 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%が欠勤する。

第2章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(活動体制の整備)

第4条 新型インフルエンザ等の危機の未然防止や流行の最小化等を図ることを目的とする、平常時における組織として、安全衛生委員会をおく。

(情報収集・連絡体制の整備)

第5条 情報収集及び連絡体制の整備については、次の各号の通りとする。

- (1) 当社従業員のり患の状況、対策業務の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。
- (2) 新型インフルエンザ等の流行により連絡担当者がり患した場合等においても社内の連絡を確実にできるよう、連絡ルートの多重化、代行する従業員の指定等、障害発生時にも対応できる情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- (3) 関係機関から対策に係る通知を受けた場合において、社内等における当該情報の伝達先、連絡方法、連絡手順等必要な事項を定める。

(参集体制・活動体制の整備)

第6条 参集体制及び活動体制の整備については、次の各号の通りとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の流行時において、的確かつ迅速な対策業務の実施に必要な体制を速やかに確立するため、関係従業員の参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係従業員に周知する。必要な事項を定めるにあたっては、従業員若しくは従業員の家族のり患等により、従業員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準に関し必要な事項もあわせて定める。
- (2) 新型インフルエンザの流行が長期に及んだ場合に備え、従業員の交代要員 の確保等に関する体制を整備する。

第3章 新型インフルエンザ等予防に関する事項

(当社施設等に関する備え)

第7条 新型インフルエンザ等に備え、当社施設等に既存のインフルエンザ等予防対策を有効に実施し、物資を整備するよう努める。

- 2 関係機関からの指導等により当社施設等について、安全確保のための対策を講じるよう努める。

(輸送に関する備え)

第8条 新型インフルエンザ等流行時の人員輸送が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、これらの実施体制の整備及び協力体制の構築に努める。

(備蓄)

第9条 対策業務のため必要な備蓄の品目（マスク等）、備蓄量、備蓄場所、物資の供給要請先等の把握に努める。

2 新型インフルエンザの流行が長期に及んだ場合においても、対策業務の実施に必要な物資を調達することができるよう、関係機関との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結する等、必要な体制の整備に努める。

(教育・訓練の実施)

第10条 平素から、的確な対策業務の実施が可能となるよう社内における訓練を実施するとともに、関係機関が実施する対策業務についての訓練に参加するよう努める。

第4章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項

(輸送の確保)

第11条 人員輸送については、次の各号の通りとする。

(1) 関係機関から人員輸送の求めがあった場合には、車両の故障等により当該輸送を行うことができない等正当な理由がない限り、これらの輸送を的確かつ迅速に行う。

(2) 人員輸送の実施にあたっては、当該輸送の求め等を行った者から提供される安全に関する情報等に基づき、当該輸送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。また、状況等によっては、現場で輸送を実施する責任者が判断して、安全確保のため必要な措置を講じる。

2 輸送の維持については、次の各号の通りとする。

(1) 新型インフルエンザの流行時において人員を適切に輸送するために必要な措置を講じる。

(2) 輸送に障害が生じた場合には、必要に応じ、関係機関に当該障害について連絡するとともに、協力を仰ぎ連携し、代替輸送の確保に努める。

(活動体制の確立)

第12条 対策業務の実施体制として、当社危機管理規程や関連手順書に則り、統括対策本部や現地対策本部を設置する。また、その他設置に際しては、次の各号の通りとする。

(1) 県対策本部が設置された場合には、速やかに本社に統括対策本部、各営業所に現地対策本部を設置することとし、その組織は別表1のとおりとする。

(2) 統括対策本部及び現地対策本部を設置したときは、本社は県の所管部局を通じて県対策本部に連絡を行う。

(3) 対策業務を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、関係従業員の参集を行う。

2 対策業務については、本計画第3条の想定を踏まえ、人員輸送を適切に実施する。

(情報連絡体制の確保)

第13条 情報収集及び報告については、次の各号の通りとする。

- (1) 当社従業員のり患の状況、対策業務の実施状況、輸送状況等情報を迅速に収集するものとし、統括対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ関係機関に報告する。
- (2) 統括対策本部は、県対策本部から新型インフルエンザ等の状況や対策業務を実施するにあたり必要となる安全に関する情報等について収集を行うとともに、社内での共有を行う。

第5章 計画の適切な見直し

(計画の検討、変更)

第14条 本計画の内容につき毎年検討を加え、計画を変更する必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

- 2 変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、県知事に報告及び通知し、関係市町村に通知するとともにその要旨を公表する。

別表1 (第12条関係)

(1) 統括対策本部

職名	構成員
本部長	社長
副本部長	常務取締役
本部員	運輸事業本部長・総務部長・営業企画部長・運輸部長・観光部長 サービス部長

(2) 現地対策本部

職名	構成員
本部長	各営業所長 (八戸営業所・五戸営業所・三戸営業所)
副本部長	各営業所所長代理・各営業所係長
本部員	各営業所運輸係

第1版 平成26年9月作成